

印紙税の特例について

印紙税の特例が延長となりましたので、令和9年3月31日までの間に作成される工事請負契約書には、下記の印紙税率が適用されます。

税率計算の基礎となる金額 (消費税等相当額を除く金額)	税 率
200万円以下	200円
300万円以下	500円
500万円以下	1,000円
1千万円以下	5,000円
5千万円以下	10,000円
1億円以下	30,000円
5億円以下	60,000円
10億円以下	160,000円
50億円以下	320,000円
50億円を超える	480,000円

- ◆ 工事請負契約書頭書左上に印字されている印紙税率は、特例の適用のない場合の税率です。その税率は使用せず、上記の表をご参照下さい。
- ◆ 上記の表に掲げる印紙税率は、工事請負契約書及び不動産譲渡契約書のみに適用されますので、その他の契約書には従前の税率が適用されます。